令和８年（フ）第１６６０号
東京都八王子市中野町2680番地７フラットＫ203号
債務者　坪井　大晃
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２５号
香川県善通寺市下吉田町215番地２
債務者　前川かすみ
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第４０８号
岐阜市浪花町１丁目８番地１（アーバンライフシティ　303号室）
債務者　松岡　鉄男
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４７７２号
大阪府門真市上野口町51番32号　大丸マンション303号
債務者　山本由美子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８０２号
大阪府交野市私市３丁目24番８号
債務者　橘　　雅弘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８８２号
大阪市東淀川区淡路３丁目９番14号　ＣＡＳＡ　ＴＡＮＡＫＡ　203号
債務者　平野　菜摘
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２４号
大阪府箕面市白島２丁目28番２―308号
債務者　柴田　鈴香
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９４５号
大阪市都島区都島中通３丁目17番11号　第二美島荘　11号
債務者　和家　令和
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９８号
大阪市西成区花園北２丁目６番19号　ＢＳ第８ハイツ　306
債務者　山本　俊也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０２５号
大阪府高槻市古曽部町２丁目15番１―715号
債務者　樋ノ内佳恵
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３６号
大阪府寝屋川市春日町２番７―404号
債務者　日出　清子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５８号
大阪府吹田市千里山東１丁目13番１―305号
債務者　南　　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５９号
大阪府吹田市千里山東１丁目13番１―305号
債務者　南　　杏奈
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８２号
大阪市淀川区十三東１丁目14番23号　大盛マンション　303号
債務者　梶川　年洋
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２３号
大阪市東成区大今里南４丁目16番18―507号、前住所大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　米澤　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１３２号
大阪府枚方市村野東町51番14号
債務者　山野　聖子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９８号
大阪市西成区潮路１丁目９番19号　久津和ビルオレンジマンション８　602号
債務者　丸山　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部